

## 主な改正内容

改正後	現行
<p><b>III 検査結果等の取り扱い等</b></p> <p><b>1. 検査結果等の取り扱い</b></p> <p>(1) 審査会は、検査結果通知書を公表しないものとする。</p> <p>(2) 検査結果及び検査関係情報<sup>(注)</sup>については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、審査会の事前の承諾なく、当該検査対象先以外の第三者（品質管理委員会規則第6条の2の規定に基づき、協会に提出する場合の当該協会を除く。）に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。</p> <p>また、第三者に対する開示の事前承諾の申請に関しては、主任検査官は、①開示先、開示内容及びその理由を記載した申請書の提出が必要であること、②当該開示先において第三者に開示しないことについての同意等の取り付けを求め、上記①の申請書中に、この同意等が得られたことについての記載が必要であること、を併せて説明するものとする。</p> <p>(注) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。</p>	<p><b>III 検査結果等の公表</b></p> <p>(新設)</p>
<p><b>IV 情報管理上の留意点</b></p> <p>(削除)</p>	<p><b>IV 情報管理</b></p> <p><b>3. 検査関係情報及び検査結果の通知の内容の取り扱い</b></p> <p>検査関係情報<sup>(注)</sup>及び検査結果の通知の内容は、「審査会の判断」等を含むものであり、検査の実効性の確保等の観点から守秘義務の対象となる情報として、審査会の責任でこれらの管理を行う必要がある。このため主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、検査関係情報及び検査結果の通知の内容について、審査会の事前の承諾なく、検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得る。</p>

改正後	現行
	(注) ここでいう「検査関係情報」とは、 <u>検査</u> <u>中の、検査官からの質問、指摘、要請その</u> <u>他検査官と検査対象先の役職員及び監査実</u> <u>施者との間のやりとりの内容をいう。</u>

※ 検査結果等の取り扱いについて、監査事務所が検査結果通知書を協会に提出する場合の対応や、「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」の策定に伴う文言等の修正を行うもの。

上記のほか、「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」の策定に伴う文言等の修正を行っております。